令和６年度　私立幼稚園経常費補助金配分基準

１　一般配分　90％

(1) 基本配分（基礎配分－単価上限減額＋激減緩和加算額）

ア　基礎配分額

各園に対する基礎配分額の計算は、予算額から「２の特別配分額」を除いた額（以下「基礎予算額」という。）を次表の第１欄の配分要素ごとに第２欄の割合で分割し、それぞれ第３欄により各園の要素別配分額を算定し、合算した額をもって基礎配分額とする。

第１欄	第２欄	第３欄
配分要素	割合	配　分　方　法
給与費割	30％	基礎予算額×30%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計 ※配分指数＝基礎数（適正人員、平均給与、学級数で補正した数値）÷基礎数合計（全園合計）
納付金割	30％	基礎予算額×30%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計 ※配分指数＝基礎数（平均納付金、園児数で補正した数値）÷基礎数合計（全園合計）
学級数割	20％	基礎予算額×20%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計 ※配分指数＝基礎数（小規模園、定員超を加味して補正した数値）÷基礎数合計（全園合計）
園児数割	20％	基礎予算額×20%×当該園の配分指数÷全園の配分指数合計 ※配分指数＝基礎数（定員内実員又は施設定員で補正した数値）÷基礎数合計（全園合計）
計	100％	

イ　単価上限減額

基礎配分額の園児１人当たりの金額（以下「基礎配分単価」という。）が次表の第１欄の園児実員（以下「実員」という。）による区分に応じ第２欄に定める上限単価を超える場合は、当該上限単価になるように基礎配分額を減額する。

第　1　欄	第　2　欄
園　児　実　員	上　　限　　単　　価
35 人以下	212,094 円(R6 予算単価)　×　2.5　＝　530,235 円
36 人以上　70 人以下	212,094 円(R6 予算単価)　×　2.3　＝　487,816 円
71 人以上 105 人以下	212,094 円(R6 予算単価)　×　2.1　＝　445,397 円
106 人以上 140 人以下	212,094 円(R6 予算単価)　×　1.9　＝　402,978 円
141 人以上	212,094 円(R6 予算単価)　×　1.7　＝　360,559 円

・減額となる額＝基礎配分額－単価上限額（上限単価×実員）

ウ　激減緩和加算額

基礎配分額から単価上限減額を除いた額が前年度の 80％未満の場合は、前年度の 80％まで保障し、差額を加算する。

(2) 調整配分

ア　減算

(ｱ) 定員超過

実員が園則定員（以下「定員」という。）を超えている場合は、次表の区分により減算する。

区　　分	計算方法
園則定員に対して、在園する園児の超過数が次のうちどちらか低い方の値を超過する場合。 ① 園則定員の10% ② 15人	{（基本配分額＋満３歳児を除く特別配分額）／実員}×{実員－(園則定員＋園則定員の10%又は15人）}

(ｲ) 親族高額給与

親族関係者について、適正給与額（県の給料表と比較）を超過した分について減算する。

(ｳ) 運営不適正

法人及び幼稚園の運営が不適正、又は必要な改善がされていない場合は、次表の区分により基本配分額を減算する。

区　　分	計　算　式
指摘事項がある園（法令又は寄付行為の違反若しくは補助金処理不適切）	基本配分額　×　１%　×　指摘事項の数 （ただし、９%の減額を限度とする）
重大な問題がある園	基本配分額　×　10%
極めて重大な問題がある園	基本配分額　×　20%

イ　加算

減算調整等により生じた予算を原資（以下「調整配分原資」という。）とし、基本配分額を基礎数とした比例加算をする。

運営健全性

次表の条件をすべて満たしている健全な園に対し加算する。

条　　件	計　算　式
① 調整配分の減額対象とならない幼稚園 （定員超過、親族高額給与、運営不適正） ② 35人を超える学級のない幼稚園	調整配分原資×該当園の基本配分額÷対象となる園の基本配分額合計

２　特別配分 10%

(1) 満３歳児配分

５月２日以降翌年１月最初の登園日に満３歳児が在園し、定員を超過していない幼稚園に対し、各幼稚園における在園児の延就園月数を基礎数として、原資を比例配分する。ただし、５月１日時点では定員内であって、それ以降に満３歳児が入園することによって定員超過となる場合、定員を超えた分についてはその割合に応じて基礎数を調整する。

なお、５月１日現在の実員がすでに園則定員を超過している幼稚園は配分対象としない。

・原　資＝就園月数の全幼稚園合計×当該年度の園児１人当たり予算単価(R6　212,094円)
　　÷12ヶ月×11ヶ月(@194,419円)

・配分額＝原資×個別幼稚園の基礎数／対象となる全幼稚園の基礎数合計

(就園月数早見表)

入 園 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
就園月数	11	10	9	8	7	6	5	4	3

(基礎数積算例)

入 園 月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	計
園 児 数	5		5			6			5	21
就園月数	55		45			36			15	151

(2) 特色教育等配分

配分目的	配分項目	条件等	配分方法
チーム保育の促進	チーム保育促進	副担任等の学級担任以外の教員を配置し指導していること。(副担任の者が複数の副担任を兼ねている場合を除く。)	加算単価（3,000 円）に５月１日時点の実員を乗じた額を原資とし、各園の複数担任を配置する学級の状況により配分する。 ・配分基礎数＝加配教諭数×(加配教諭数÷複数教諭の配置学級数) ・配分額＝原資×個別幼稚園の基礎数÷対象となる園の基礎数合計
教員資質向上促進	教員の資質向上	教員の資質向上の促進を図るために研修等への派遣を行っていること。	(公社)静岡県私立幼稚園振興協会が主催する研修のうち「ミドル研修又はミドルリーダー研修」、「保育の質の向上を目指した公開保育による研修」、「特別支援教育研修」及び同協会各地区において主催する「実技研修会」のうち２以上の研修へ教員の派遣を行う園に対して、研修参加者の人数に応じて配分する。 ・１人当たりの額 加算単価（1,120 円）×対象となる全園の５月１日時点の実員の合計÷対象園の本務教員数 ・配分額 ４研修参加人数×１人当たりの額
	園長等の資質向上	園長又はこれに準ずる者（以下「園長等」という。）が幼児教育の実践、園の運営等に関する専門的な知識の習得に努めていること。	園長等が、(公社)静岡県私立幼稚園振興協会が主催する「園長等研修」に参加した場合に配分する。 ・配分額　１幼稚園につき 100,000 円

配分目的	配分項目	条件等	配分方法
教員資質向上促進	幼稚園教諭１種免許状所有者配置	①幼稚園教諭１種免許状所有教員を配置していること。 ②園長等管理職(園長、副園長又は教頭)が幼稚園教諭１種免許状を所有していること。	ア　当該年度の１月始業日現在における取得状況による。 イ　新規採用であるかを問わず、当該幼稚園に在職し、通信教育その他の方法により取得した場合も対象とする。 ウ　本務教員(※1)のみを対象とする。ただし、１種免許状を所有する本務教員が産休等により長期休暇中で、その代替として１種免許状を所有する臨時職員等（この場合、私学共済未加入でも可）を配置する場合は、対象とする。 (※1)当該幼稚園の教員であることを本務とし私学共済加入者であること。対象教員の例として、正規職員、非常勤職員（週の勤務日の全ての日に勤務し、１日の勤務時間が正規の職員の３/４以上)。 エ　①は、１人配置している場合は基本額のみを配分する。2 人以上配置している場合は、基本額に加えて、１人目を超えた人数×加算単価を配分する。 オ　エの者が、園長等教育管理者である場合に追加加算する。 ・配分額 ①　基本額 300,000 円（１人目の額） １人を超えて配置している場合、超えた人数×加算単価（88,000 円） ②　管理者加算 200,000 円（対象者１人に限る。）

<table>
<tr><th>配分目的</th><th>配分項目</th><th>条件等</th><th>配分方法</th></tr>
<tr><td rowspan="2"></td><td>教職員
資格取得
支援</td><td>教職員が資格を取得するに当たり、教職員への支援を行っていること。</td><td>教職員が資格等を取得するに当たり、教職員への以下の支援を行う私立幼稚園に対して配分する。（対象人数×配分単価）
<table>
<tr><th>要　　件</th><th>配分対象事項</th></tr>
<tr><td>資格等の種類</td><td>①幼稚園教諭１種免許状又は２種免許状
②保育士資格</td></tr>
<tr><td>幼稚園が行う支援の種類</td><td>①資格取得に必要となる養成学校の入学料又は授業料に対する補助
②資格取得に必要となる面接授業（ｽｸｰﾘﾝｸﾞ）への出席に係る有給特別休暇の付与</td></tr>
<tr><td>その他の要件</td><td>①幼稚園において、在籍する教職員への資格取得に対する支援を明記した規程等が作成されていること。
②配分年度の 12 月末現在で上記の事項を実施した事実があること。</td></tr>
</table>
・配分額　　１人当たり 100,000 円。ただし、幼稚園の支払済額を上限とする。</td></tr>
<tr><td>幼幼連携の促進</td><td>他の幼稚園等教職員の視察を受け入れていること。</td><td>他の幼稚園及び認定こども園（同一法人内及び理事が理事長となっている園を除く。）の教職員による視察を受け入れること。
なお、配分年度の 12 月末現在で上記の事項を実施した事実があること。
・配分額　１日当たり 10,000 円×受入れた日数</td></tr>
<tr><td>教育条件の充実と向上及び特別財政需要対策</td><td>特色加算（心身障害児就園）</td><td>①障害児が１名のみ在園する園（在籍園児数が 80 人以上である場合に限る。）であること。
②（公社）静岡県私立幼稚園振興協会の心身障害児等就園保育費助成金の補助対象であること。</td><td>就園月数に応じて次の単価により配分する。
・配分額
62,500 円×就園月数（年間上限 750,000 円）
＊千円未満切捨て</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>配分目的</th><th>配分項目</th><th>条件等</th><th>配分方法</th></tr>
<tr><td rowspan="3">教育条件の充実と向上及び特別財政需要対策</td><td>特色加算
（幼小連携の促進）</td><td>小学校との連携及び接続に係る取組を行っていること。</td><td>次の要件（①～③）をすべて満たしていること。
① 小学校との連携・接続の担当に関する業務分掌を明確にすること。
② 授業・行事、研究会・研修等の小学校との子ども及び教職員の交流活動を実施していること。
③ 小学校との接続を見通した教育課程を編成していること。なお、継続的な協議会の開催等により具体的な編成に向けた研究に着手していることが認められる場合を含む。
なお、配分年度の12月末現在で上記の事項を実施した事実があること。
・配分額　１幼稚園当たり10,000円（定額）
接続する小学校が複数あっても１幼稚園当たりの定額のみ。</td></tr>
<tr><td>〃
（30人学級）</td><td>①実員が90人を超えていること。
②全学級の園児数及び園則定員が30人以下であること。</td><td>・配分額　2,000千円</td></tr>
<tr><td>特認加算
（小規模園）</td><td>園児実員が90人以下であること。</td><td>ア　１学級当たり250千円（定額）を配分する。
イ　アのうち園則定員についても90人以下である園については、１学級当たり250千円（定額）を追加加算する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">幼稚園運営の健全性確保</td><td>財務情報等の公開</td><td>①次の全ての項目を一般公開した場合に加算
ア）財産目録
イ）収支計算書
ウ）貸借対照表
エ）事業報告書
②９月30日までに公開していること。</td><td><table><tr><th>公開方法</th><th>加算額
（法人単位）</th></tr><tr><td>ホームページに限る。</td><td>600千円</td></tr></table>※同一法人複数園については、主たる幼稚園へ配分する。</td></tr>
<tr><td>学校関係者評価の実施</td><td>①事前に自己評価を実施し、評価結果が取りまとめられていること。
②学校関係者評価委員による評価であること。</td><td>学校関係者評価実施し、結果書を５月31日までに一般公開をした場合
・配分額　１幼稚園につき1,275千円。</td></tr>
</table>

３　授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金に係る配分

幼稚園が授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金を文化庁長官の指定管理団体に支払う場合、園児１人当たり66円を配分する（園児数は実員を限度とする。）。

なお、補助金額に1,000円未満の端数が生じる場合は切捨てるものとする。